

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められるなか、経営環境の変化に速やかに対応するため、意思決定の迅速化、透明性、公平性の維持を最優先することを念頭においております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,398,600	6.94
荒川化学従業員持株会	1,106,586	5.49
株式会社三菱東京UFJ銀行	940,800	4.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	703,600	3.49
荒川壽正	593,754	2.95
三菱化学株式会社	406,080	2.02
荒川彦二	400,441	1.99
株式会社みずほ銀行	397,080	1.97
株式会社三井住友銀行	396,480	1.97
王子製紙株式会社	345,600	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
-------------	---------------

決算期	3月
-----	----

業種	化学
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役と会計監査人の連携状況は以下のとおりです。

1. 監査役および監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な関係を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めております。
2. 監査役および監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。
3. 監査役は、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めるようにしております。
4. 会計監査人から取締役の職務遂行に関して不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を監査役会において受けた場合には、審議のうえ、監査役は、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、必要な措置を講じるようにいたします。

当社の監査役と内部監査部門の連携状況は以下のとおりです。

1. 監査役は、会社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と緊密な関係を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。
2. 監査役は、内部監査部門等に対して、内部統制システムにかかわる状況とその監査結果の報告を求めています。
3. 監査役は、必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
岩城 本臣	弁護士				○					
中西 隆夫	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
岩城 本臣		——	弁護士という専門的視点からの知見を監査に活かされることを期待しているため
中西 隆夫	○	——	他社における経営知見を監査に活かされることを期待しているため。 <独立役員指定理由> 独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものではなく、一般株主と利益相反の恐れがないため。

## 【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社では、2003年4月から2008年3月までの第1次中期5か年経営計画におきまして、責任と権限を明確にした組織体制として事業部門別業績評価制度や人事評価制度および報酬制度を見直すなどの管理体制の再構築を進めるなど、当社取締役の士気は十分に高まっており、インセンティブの付与の必要はないと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2011年度における当社の取締役に対する役員報酬総額は、192百万円、監査役に対する監査役報酬総額は、35百万円(うち社外監査役は8百万円)となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬は、月額報酬による固定部分と業績等に応じて変動する賞与で構成しており、平成19年6月21日開催の第77期定時株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で支給しております。現在の報酬限度額は、取締役の報酬額を年額450百万円以内、監査役の報酬額を年額100百万円以内としております。また、取締役および監査役に対する退職慰労金制度は、平成19年6月21日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社の社外監査役のサポート体制は、常勤監査役(2名)が主にその任に当たっております。監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、常勤監査役は、重要な議案について必要に応じ適宜説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1)現状の体制の概要

・当社は、監査役制度を採用しており、経営の監督と執行の分離を意識した体制としております。

### (2)業務執行

・意思決定・監督機関である取締役会は、会社全体の経営課題について討議、審議、決議しております。また、取締役および各部門長で構成される経営会議を毎月定期的に召集し、業務執行機関として事業運営の効率化をはかっております。

### (3)監査・監督

・監査役会は、社外監査役(非常勤)2名、監査役(常勤)2名で構成されております。監査役は取締役会、経営会議にはすべて出席し、さらに社内の重要な会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。また、監査役は、重要な議案について担当取締役および重要な使用人から十分な報告を受けるとともに、代表取締役との面談を四半期毎に実施しております。

・リスク・コンプライアンス委員会の下部組織として内部統制構築専門委員会を設置し、内部統制評価を行っております。その活動におきまして、監査役との情報交換を図り、監査役の機能強化および内部統制評価の機能強化を図っております。

### (4)監査の状況

・監査室(2名)により、定期的および随時必要な内部監査を実施しており、その結果は、代表取締役に報告され、被監査部署に業務改善の提言・勧告をしています。

・会計監査は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、公正不偏な立場による監査が実施されております。

指定有限責任社員 業務執行社員 津田多聞

指定有限責任社員 業務執行社員 井上正彦

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、これまで社外取締役の選任にいたっておりませんでした。当社独自の論理にとらわれることなく、企業社会全体を踏まえた客観的視点に立った見解を持つ人材を得ることは有益なことと考えております。今後とも取締役候補者の選任にあたりましては、人格、識見、能力に優れた方を得られれば、積極的に登用する予定にしております。

なお、現状では、監査役4名中2名が社外監査役であり、客観的な見地から経営監視の役割を担っております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2012年の株主総会の招集通知は法律上要求される2週間前より早い、6月1日に発送いたします。
集中日を回避した株主総会の設定	2011年の株主総会は6月17日、また2012年の株主総会は6月20日に開催するなど、集中日を回避した開催日を設定しております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。株主総会においては、スライドを用いて事業報告等の分かり易い説明に努めております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間1回以上の個人投資家説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回(決算説明会および中間決算説明会)のアナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL <a href="http://www.arakawachem.co.jp/ir/">http://www.arakawachem.co.jp/ir/</a> 。業績ハイライト、決算短信、決算説明会資料、第2次中期5ヵ年経営計画資料、プレスリリース、報告書、株主総会に関する通知、有価証券報告書、IRカレンダーを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、経営企画室です。 IR担当役員は、取締役経営企画室長宇根高司です。 IR事務連絡責任者は、経営企画室斎藤博です。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・当社は、「個性を伸ばし技術とサービスでみんなの夢を実現する」の経営理念のもと、「ロジックに代表される地球にやさしい素材を通して社会に貢献するスペシャリティィー・ケミカル・パートナー」をビジョンとして、株主、取引先、社員および社会に貢献して企業価値を高めて行くことを経営の基本方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・環境への取り組みとして、ISO14001の認証の取得をはじめ、品質環境保安室が環境・社会報告書を作成し、ホームページへの掲載および冊子の配布により環境保全活動を公開しております。 ・「製品の開発から廃棄に至るまでの環境、安全、健康を確保し、地球環境と調和する事業活動を行なう」を環境保安基本方針とし、「環境保全」、「生物多様性の確保」、「安全・健康の確保」等を目指した環境保安行動指針を定めております。 ・地球にやさしい事業活動について「グリーン規定」を定め、社会的責任としての環境負荷低減に対する取り組みを推進しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 基本方針

当社は、経営環境の変化に適切且つ速やかに対応するため、意思決定の迅速化、透明性、公平性の維持を最優先することを念頭に置くとともに、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することを目的として、会社法第362条第4項第6号（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備）に基づく体制及び金融商品取引法が求める財務報告の適正性を確保するための体制として、以下の各体制を定めております。

#### 1 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行状況を明確にするために、職務執行の状況に関する情報の文書化、文書の重要度に応じた文書の管理方法、保存期間等を明確にするため文書管理規定その他必要な規定を策定し、取締役及び当社で従事する者に対して、その適切な運用を周知徹底しております。

#### 2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、事業目的を阻害するさまざまなリスクの発生を未然に防止するとともに、リスクが顕在化した場合、損害の拡大防止や当社の社会的信用の維持を図るため、リスク・コンプライアンス委員会規定を策定し、リスク・コンプライアンス委員会を取締役会の下部組織として設置しております。

(2) 当社は、リスクの発生を未然に防止するために、当社の業務執行に係るリスクを生産、営業、研究、管理部門等の側面から多角的に検討した上で、必要な規定を策定し全社的に遵守する体制を構築し、その有効性を継続的に評価いたします。また、監査室及び品質環境保安室は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告し、取締役会は必要に応じて対処しております。

(3) 当社は、リスクが顕在化した場合の対処方法を明らかにし、もって損害の拡大防止、当社の社会的信用の維持を図るために、危機対応組織の編成に関する事項等について規定した危機管理規定、危機管理マニュアルを策定し、危機に際しては同規定に基づき適切に対処いたします。

#### 3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるようにするため、取締役会規則、業務分掌規定その他必要な規定を策定し、各規定に基づき、取締役会において各取締役に担当職務を委嘱するとともに、取締役及び各部門長で構成される経営会議、事業部門会議を毎月定期的に招集し事業運営の効率化を図っております。そして、意思決定機関、監督機関である取締役会は、経営会議、事業部門会議の結果を踏まえ、会社全体の経営課題について討議、審議、決議を行う体制を構築しております。

#### 4 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び定款の遵守の重要性に鑑み、コンプライアンス綱領、コンプライアンス倫理綱領「迷ったら」、コンプライアンス行動マニュアルその他必要な規定を策定し、これら各規定について、取締役及び当社グループで従事する者に対する周知徹底、定期的な研修を実施しております。また、当社は、内部監査規定を策定し、同規定に基づき事業部門から独立した監査室を設置し各部門の業務組織の運営状態並びに資産の実態を調査するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を取締役会の下部組織として設置することにより全社的に法令遵守、倫理の遵守等コンプライアンス体制の管理を行っております。さらに、当社は、コンプライアンス上の問題が生じた場合に、当社グループで従事する者が通報窓口へ直接情報提供を行う手段を確保するため、リスク・コンプライアンスホットライン制度を設定しております。

#### 5 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、関係会社管理規定その他必要な規定を策定するとともに、関係会社に対しても内部監査規定、内部監査要項等に基づき必要な監査を実施しております。また、特に、当社コンプライアンス綱領、コンプライアンス倫理綱領「迷ったら」、コンプライアンス行動マニュアルについては、当社グループで従事する者すべてに周知徹底しております。

#### 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現時点では補助使用人を置いておりませんが、今後、監査役から補助使用人の設置の要請があった場合には、当社は監査役と十分な協議の上、必要な対処を行います。なお、補助使用人を置いた場合には、補助使用人の人事異動についてあらかじめ監査役の意見を聴取しその意見を十分に尊重する等、補助使用人の取締役からの独立性を維持できる体制を構築するものといたします。

#### 7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、法令に従い直ちに監査役に報告いたします。また、当社は、すべての監査役が、取締役会のみならず経営会議、事業部門会議に出席できる体制を構築しており、これにより、監査役が当社における重要な意思決定の過程や業務執行状況について十分な報告を受けられる体制を構築しております。また、リスク・コンプライアンスホットライン制度により通報窓口へ通報された事項については、すみやかに監査役会に報告する体制を構築しております。

#### 8 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役監査基準及び監査役会規則その他必要な規定を策定し、各規定に基づき、監査役及び監査役会が代表取締役と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をすることにより代表取締役との相互認識を深める等により、監査の実効性が確保される体制を構築しております。

#### 9 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するために必要な業務の体制を整備、構築し、その有効性を継続的に評価しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### 1 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対し、毅然とした態度でのぞみ、一切の関係を拒否することを基本方針としております。

#### 2 反社会的勢力排除に向けた整備状況

総務部門が警察や顧問弁護士と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集および管理を行っております。また、リスク・コンプライアンス委員会が教育と啓発活動を通じ基本方針の周知徹底を図り、コンプライアンス行動マニュアルに、「反社会的勢力とは関係を拒否します。」と行動基準を定めております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

### 該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策の導入の予定はありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、【添付資料1】をご参照ください。

(2) 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等を把握・管理し、適時・適切に開示するため、当社は、【添付資料2】の模式図に示しました開示体制をもって誠実に遂行しております。

1. 決定事実

経営企画室が取締役会と密接に連携し把握・管理しております。

2. 発生事実

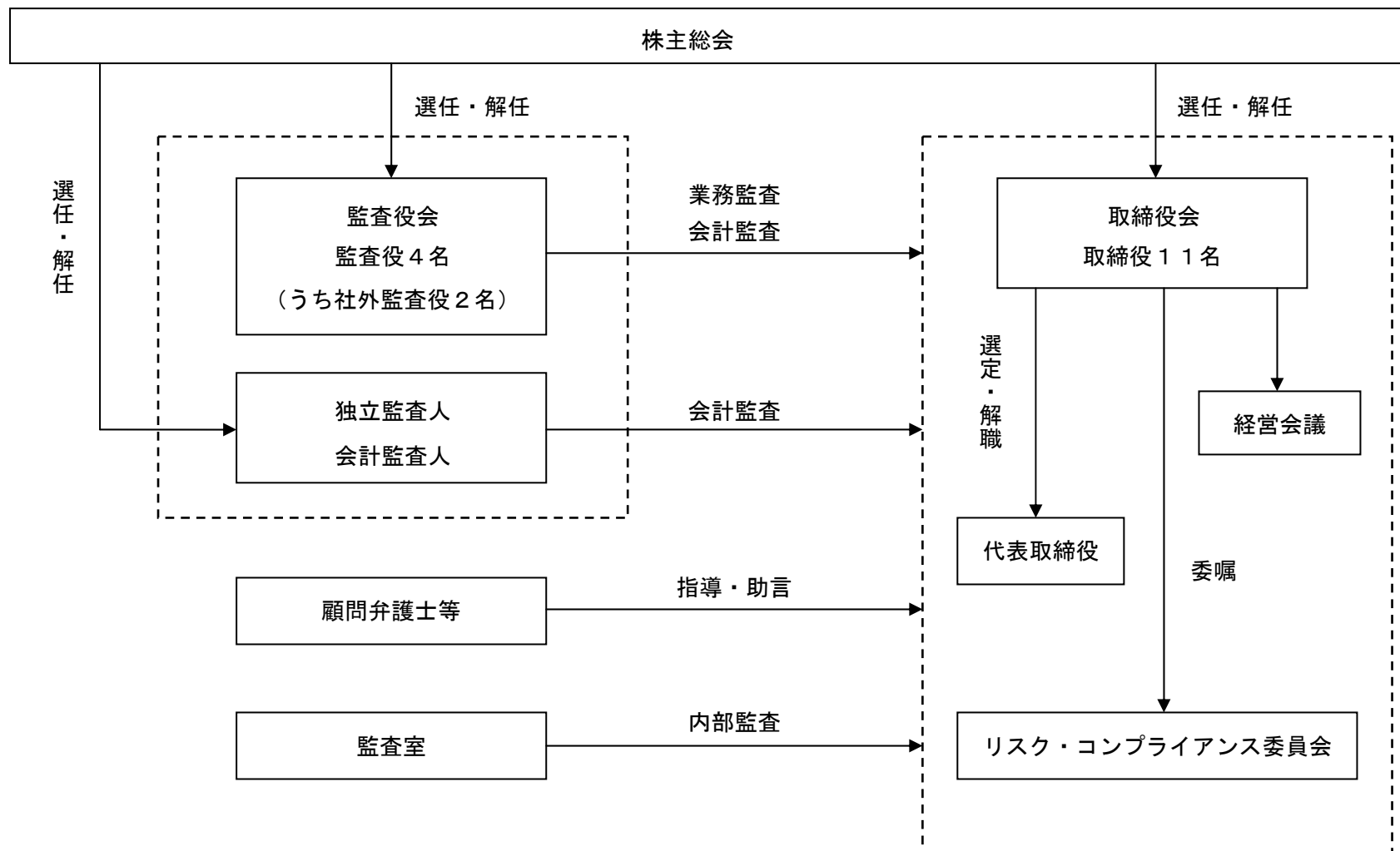
内部情報管理規定に基づき、直ちに総務部長に通知されます。また、当社は三菱UFJ信託銀行株式会社に株式事務を委託しておりますが、これに係る情報は総務部が把握・管理しております。

3. 決算情報

経理部が把握・管理しております。

別途、IR推進委員会を設置し、さらなる情報の共有化や法令等の理解および知識向上等に努めております。そのメンバーは、委員長を取締役から、委員を経営企画室、総務部、経理部の役職者から選任しております。有価証券報告書、四半期報告書、決算短信の作成・開示にあたっては定期的に、決定事実、発生事実の開示にあたっては、そのつど会合を開き、対応しております。

【添付資料 1】コーポレートガバナンス体制模式図



【添付資料2】適時開示体制模式図

